

## 第4章 プランの進め方

### 1 プランの広報

本プランは、保護者、地域住民、子どもたちなど、多くの方々の参画を得てはじめて実現可能となります。従って、プランの具体的な推進と同時に、プランの内容に関する PR を進め、プラン実現に向けての協力や参画に関する広報にも力を入れていきます。

### 2 PDCA のサイクル、スケジュール、進捗管理体制

本プランは、計画（PLAN） - 実行（DO） - 評価（CHECK） - 見直し（ACTION）のサイクルで推進します。

毎年、重点施策の実施状況や得られた成果について評価し、3年後には、評価結果に基づいて、主に重点施策についての見直しを行います。

本プランの実施状況や成果の評価、見直しは、教育委員会及び川崎市教育改革推進協議会（仮称）で行い、評価結果等について市民に公表します。

### 3 川崎市教育目標について

#### （1）設定時の歴史的経緯について

##### 川崎市教育目標設定委員会の設置

教育委員会発足後まもない昭和 26 年度初頭、教育委員や教育研究所長からの声がおこり、本市としての教育目標の設定が問題となりました。

その後、市立学校の校長及び教員代表、教育委員会事務局関係者、市内在住の有識者、企業関係者の代表ら数十名によって川崎市教育目標設定委員会が組織されました。

昭和 26 年 4 月 26 日の第 1 回設定委員会以来数度の会合の中で、教育基本法をはじめ教育法規の分析研究や、本市の都市形態、市民性の特質が検討され、川崎市教育目標の起草に対する方向づけが次のようになされました。

教育基本法に示された新しい日本教育の目的が達成されるためには、その目的が郷土社会の実情に即し、更に具体化されなければならない。工業都市として近々十数年間に飛躍的な発展を遂げたわが川崎市は、東南部工業地帯を中核として北西部農村地帯まで、長くその区域が広がっている。その自然的環境と人為的都市計画は、市民の生業、教養、風俗がかもしたず雰囲気と相まって特異な都市の性格を帯びていることは周知の如くで

ある。今、工都川崎の名に加えるに、国際文化都市川崎の建設途上にあってわれわれは川崎が誇る伝統と戦後醸成された新事態とを具に検討して、よき川崎市民はよき日本人であるとの信念のもとに、本市の教育目標が設定されなければならない。

#### 教育研究所での研究

文案の作成は、教育委員会事務局と教育研究所で進められました。研究所では、教育目標の設定にあたって将来をみこした人間像(子ども像)、市民像にかんがみ、より具体的な目標にするべく案を練った。この研究所案は、事務局案と統合されて原案となりましたが、結果的には研究所案が大幅に取り入れられたものとなりました。

#### 川崎市教育目標の設定・公表

昭和 27 年 1 月 8 日の教育委員会定例会において、原案に対する検討が行われ、若干の修正のうえ、以下の内容が昭和 27 年 1 月 30 日に川崎市教育目標として設定・公表されました。

そこでは、教育基本法に基づきながら地域に即した具体的な目標を市民の日常生活に生かすべきことを説いており、単に学校教育のみならず、青少年の校外教育・成人の自己教育・社会教育においても実現を期待されていました。

教育は人間生涯のことであり、その主眼は人間性をたっとび、その正しい個性の伸長をはかるにある。しかもそれは日々の生活のなかにあって進められるものであるから、教育は実にわれわれ市民の手によって行われるべきものである。われわれはその責任において自己を教育し、又次代の市民を育成しなければならない。教育基本法には民主的で且つ文化的な国家の成員を教育する大方針を示しているが、独立日本の新生にあたり、われわれはこれを地域に即し一層具体化し教育を市民の中にかすために、よりはっきりした目標をたてなければならない。

日本の動脈、京浜の中心にあってゆるがぬ工業都市として戦後いちやく再興し、更に新興港都として、はたまた文化都市として一大飛躍をこころみんとするわが川崎市の動態は、各方面から驚異の眼をもってみられている。

われわれはわが川崎市の誇るべき現実をにない、更に輝かしい未来をつくるために郷土の伝統の上から、のぞましい理想像の上から、また講和後における国家的見地から、大方の意見にききつぶさに考えて、ここに五つの目標を設定した。

われわれは青少年の学校教育、校外教育において、又成人の自己教育、社会教育においてこれが実現につとめ、真に教育をわれわれ市民の努力によって全からしめんことを念願してやまない。

「科学的で実行力のある市民」

近代生活に必要な知識と技能をやしない、合理化された生活をいとなむ実践力の強い人となる。

「民主的で明るい市民」

人々が互いに尊重しあい、真理を愛し、社会の一員として道義と責任を重んじ、自主的に行動できる明朗な人となる。

「文化的で心身ともにゆたかな市民」

心身ともに健康で、ゆたかな教養と品位をそなえ、文化都市川崎の伸展につとめる人となる。

「生産的でたくましい市民」

勤労の精神にあふれ、個性をいかす職業を身につけ、生産都市川崎になくしてはならない人となる。

「国際的ではばのある市民」

世界の国々を理解し、すべての国民と手をつなぎ、国際港川崎の発展に役立つ人となる。

なお、昭和 27 年度の初頭に、教育委員会から教育目標実現への学校教育の指標が市立学校長に示達されています。

内容は「川崎教育史（川崎市教育研究所発行）」から抜粋

## （２）川崎市教育目標のあり方について

本市の教育目標は以上のような経緯で設定されたものですが、その内容については、本プラン策定の過程の中でも、様々な議論がありました。

教育目標については、現代にも通ずる普遍的な目標であるという一面と、制定後 50 有余年を経て、「人権」や「環境」の視点の強化など、時代潮流を踏まえた改正が必要な面があると考えられます。

設定の経緯の中で述べられているように、教育目標は教育基本法をはじめ、国の施策にも密接に関係しているところから、本市では現在の教育目標の普遍性を尊重しつつ、そのあり方について検討をしていきたいと考えています。

## 参考

### 1 策定経過

	年月日	曜日	場所	内容
1	平成 15 年 5 月 21 日	(水)	川崎市立高津高等学校会議室	【第 1 回策定委員会】(専門委員含む) 委嘱状の交付 教育委員会からの諮問について 川崎市の教育の現況と課題について
2	平成 15 年 7 月 24 日	(木)	高津市民館 視聴覚室	【第 1 回社会教育専門部会】 川崎市の教育の現況と課題について 市民へのアンケートについて
3	平成 15 年 7 月 24 日	(木)	中小企業婦人会館 大会議室	【第 1 回学校教育専門部会】 川崎市の教育の現況と課題について 市民へのアンケートについて
4	平成 15 年 7 月 25 日	(金)	中原市民館 第 3 会議室	【第 1 回教育行政専門部会】 川崎市の教育の現況と課題について 市民へのアンケートについて 学校の適正規模・適正配置について
5	平成 15 年 8 月 12 日	(火)	教育委員室	顧問会議
6	平成 15 年 8 月 18 日	(月)	エポック中原 第 3 会議室	【第 2 回策定委員会】(専門委員含む) 各専門部会の論点の報告 川崎の教育の基本的な方向性について
7	平成 15 年 10 月 4 日	(土)	教育文化会館 第 7 会議室	【第 2 回社会教育専門部会】 プランの構造・目標について
8	平成 15 年 10 月 16 日	(木)	教育文化会館 視聴覚室	【第 2 回教育行政専門部会】 プランの構造・目標について 重点施策について
9	平成 15 年 10 月 21 日	(火)	高津市民館 視聴覚室	【第 2 回学校教育専門部会】 プランの構造・目標について 重点施策について
10	平成 15 年 11 月 4 日	(火)	高津市民館 第 6 会議室	【第 3 回社会教育専門部会】 重点施策について
11	平成 15 年 11 月 6 日	(木)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 3 回教育行政専門部会】 重点施策について
12	平成 15 年 11 月 7 日	(金)	高津市民館 第 5 会議室	【第 3 回学校教育専門部会】 重点施策について
13	平成 15 年 11 月 29 日	(土)	教育委員室	正副委員長会議
14	平成 15 年 12 月 5 日	(金)	教育委員室	顧問会議
15	平成 15 年 12 月 8 日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
16	平成 15 年 12 月 14 日	(日)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 3 回策定委員会】 中間報告検討素案について
17	平成 16 年 1 月 15 日	(木)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 4 回教育行政専門部会】 中間報告検討素案について
18	平成 16 年 1 月 19 日	(月)	エポック中原 第 3 会議室	【第 4 回学校教育専門部会】 中間報告検討素案について
19	平成 16 年 1 月 20 日	(火)	教育文化会館 第 1 会議室	【第 4 回社会教育専門部会】 中間報告検討素案について
20	平成 16 年 2 月 4 日	(水)	教育文化会館 第 4 会議室	【第 5 回学校教育専門部会】 中間報告検討素案について

21	平成 16 年 2 月 5 日	(木)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 5 回教育行政専門部会】 中間報告検討素案について
22	平成 16 年 2 月 11 日	(水)	エポック中原 第 3 会議室	【第 5 回社会教育専門部会】 中間報告検討素案について
23	平成 16 年 3 月 8 日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
24	平成 16 年 3 月 10 日	(水)	教育委員室	正副委員長会議
25	平成 16 年 3 月 17 日	(水)	教育委員室	顧問会議
26	平成 16 年 3 月 26 日	(金)	教育委員室	正副委員長会議
27	平成 16 年 4 月 2 日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 4 回策定委員会】(専門委員含む) 中間報告について
28	平成 16 年 4 月 12 日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
29	平成 16 年 5 月 11 日	(火)	教育文化会館大会議室	【中間報告市民説明会】
30	平成 16 年 5 月 15 日	(土)	高津市民館大会議室	【中間報告市民説明会】
31	平成 16 年 5 月 21 日	(金)	麻生市民館大会議室	【中間報告市民説明会】
32	平成 16 年 6 月 28 日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
33	平成 16 年 7 月 15 日	(木)	教育委員室	顧問会議
34	平成 16 年 7 月 16 日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 5 回策定委員会】(専門委員含む) 平成 16 年度のスケジュールについて
35	平成 16 年 7 月 16 日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 6 回教育行政専門部会】 平成 16 年度のスケジュールについて
36	平成 16 年 7 月 16 日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 6 回学校教育専門部会】 平成 16 年度のスケジュールについて
37	平成 16 年 7 月 16 日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 6 回社会教育専門部会】 平成 16 年度のスケジュールについて
38	平成 16 年 9 月 3 日	(金)	教育委員室	正副委員長会議
39	平成 16 年 9 月 17 日	(金)	教育文化会館 第 2 学習室	【第 7 回教育行政専門部会】 かわさき教育プラン素案について
40	平成 16 年 9 月 18 日	(土)	高津市民館第 1 音楽室	【第 7 回社会教育専門部会】 かわさき教育プラン素案について
41	平成 16 年 9 月 20 日	(月)	高津市民館 第 1・2 会議室	【第 7 回学校教育専門部会】 かわさき教育プラン素案について
42	平成 16 年 10 月 5 日	(火)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 6 回策定委員会】 かわさき教育プラン素案について
43	平成 16 年 10 月 11 日	(月)	中原市民館 第 2 会議室	正副委員長会議
44	平成 16 年 10 月 28 日	(木)	高津市民館第 1 音楽室	【第 8 回社会教育専門部会】 かわさき教育プラン(第 2 次素案)について
45	平成 16 年 11 月 1 日	(月)	高津市民館視聴覚室	【第 8 回学校教育専門部会】 かわさき教育プラン(第 2 次素案)について
46	平成 16 年 11 月 4 日	(木)	教育文化会館第 2 会議室	【第 8 回教育行政専門部会】 かわさき教育プラン(第 2 次素案)について

47	平成 16 年 11 月 21 日	(日)	明治安田生命ビル 第 1 会議室	【第 9 回社会教育専門部会】 かわさき教育プラン(第 3 次素案)について
48	平成 16 年 11 月 22 日	(月)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 9 回教育行政専門部会】 かわさき教育プラン(第 3 次素案)について
49	平成 16 年 11 月 23 日	(火)	明治安田生命ビル 第 1 会議室	【第 9 回学校教育専門部会】 かわさき教育プラン(第 3 次素案)について
50	平成 16 年 12 月 10 日	(金)	教育委員室	正副委員長会議
51	平成 16 年 12 月 15 日	(水)	教育委員室	顧問会議
52	平成 16 年 12 月 26 日	(日)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 7 回策定委員会】 かわさき教育プラン(案)について
53	平成 17 年 1 月 11 日	(火)	教育委員室	教育委員会への答申
54	平成 17 年 2 月 19 日	(土)	高津市民館大ホール	【かわさき教育プランシンポジウム】

## 2 かわさき教育プラン策定委員会設置及び運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、かわさき教育プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 策定委員会は、次の事業を行う。

- (1) かわさき教育プランの策定。
- (2) かわさき教育プランの策定に必要な調査、研究。
- (3) かわさき教育プランの策定に関する冊子等の刊行。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、途中で委員の交替の必要が生じた場合、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1名、副委員長3名を置くものとする。

- 2 委員長は委員の互選により定めるものとし、委員長は策定委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、専門部会の部会長をもって構成し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し会議を主宰する。

- 2 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 策定委員会に次の専門部会を置く。

- (1) 教育行政専門部会
  - (2) 学校教育専門部会
  - (3) 社会教育専門部会
- 2 専門部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。
  - 3 専門部会は、部会長が必要に応じてこれを招集し、開催するものとする。

(顧問)

第8条 策定委員会に顧問を置く。顧問は別表3のとおりとする。

- 2 顧問は必要に応じ、かわさき教育プラン策定に関し、助言を行うものとする。

(会計)

第9条 策定委員会の経費は、川崎市の委託料をもって充てる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、川崎市教育委員会事務局総務部企画課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、策定委員会で定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成15年4月26日から施行する。

### 3 委員名簿

策定委員 委員長、副委員長（専門部会長）

		氏名	現職等
学識経験者	1	大森 彌	東京大学名誉教授、千葉大学法経学部教授
	2	小松 郁夫	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長
	3	新井 郁男	放送大学教授(埼玉学習センター所長)
	4	児島 邦宏 (~H16..27)	東京学芸大学教育学部教授
		小島 弘道 (H16..28~)	筑波大学人間総合研究科教授
	5	佐藤 一子	東京大学大学院教育学研究科教授
	6	田中 雅文	日本女子大学教授
	7	田辺 誠	田辺内科クリニック院長、市学校保健会長
	8	齋藤 勝	さざなみ幼稚園長、日本女子大学講師
9	柴田 頼子	学校法人鷗友学園常務理事	
市民代表	10	秋山 薫 (~H15.7.2)	PTA 推薦
		西山 克枝 (H15.7.3~)	
	11	中島 豪一	川崎市全町内会連合会会長
	12	今井 淑子	公募市民
	13	増田 和子	公募市民
	14	左澤 充克	公募市民
15	八木 晋郎	川崎信用金庫理事長	
報道	16	三好 秀人	神奈川新聞社編集委員
教職員	17	寺尾 央	元小学校長
	18	江幡 淳	元中学校長
	19	峪 正人 (H16.7.12~)	小学校長会代表(木月小学校長)
	20	正村 和久 (H16.7.12~)	中学校長会代表(宮前平中学校長)
	21	吉田 正和	川崎市教職員組合執行委員長
行政	22	北條 秀衛	総合企画局長
	23	河野 和子	教育長

教育行政専門部会 専門委員

		氏名	現職等
学識経験者	2	小松 郁夫	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長
	24	高橋 寛人	横浜市立大学国際文化学部助教授
	25	中村 立子	川崎市男女共同参画センター館長
	26	佐々木 賢司	宮前区役所保健福祉センター子ども教育相談員
市民	12	今井 淑子	公募市民
	27	西山 克枝 (~H15.7.2)	PTA 推薦



		大川 健治 (H15.7.3~)	
教員	28	峪 正人 (~H16.7.11)	梶ヶ谷小学校長
		村上 寛 (H16.7.12~)	旭町小学校長
行政	29	田中 則之 (~H16.7.11)	総合企画局企画調整課長
		瀧峠 雅介	
	30	松井 孝憲 (~H16.7.11)	教育委員会企画課主査
		平野 誠 (H16.7.12~)	教育委員会事務改善担当主幹

学校教育専門部会 専門委員

		氏 名	現 職 等
学識経験者	4	児島 邦宏 (~H16..27)	東京学芸大学教育学部教授
		小島 弘道 (H16..28~)	筑波大学人間総合研究科教授
	31	天笠 茂	千葉大学教育学部教授
	32	西野 博之	リ-ｽﾌﾟ-ｽたまりば 代表
	33	片山 世紀雄	総合教育センター家庭訪問相談員
市民	13	増田 和子	公募市民
	34	斉藤 陽子 (~H15.7.2)	PTA 推薦
		内田 省治 (H15.7.3~ H16.7.11)	
谷地中 忠彦 (H16.7.12~)			
教員	35	沢木 光雄 (~H16.7.11)	平間中学校長
		白井 達夫 (H16.7.12~)	宮崎小学校長
	36	本間 俊	中原小学校教頭
行政	37	村上 寛 (~H16.7.11)	総合教育センター教科教育研究室長
		井藤 直美 (H16.7.12~)	中野島中教諭
	38	中島 慎一	総合教育センター障害児教育研究室長
	39	渡辺 直美	教育委員会指導課主幹

社会教育専門部会 専門委員

		氏 名	現 職 等
学識経験者	5	佐藤 一子	東京大学大学院教育学研究科教授
	40	奥村 廣重	大妻女子大学教授、川崎市スポーツ振興審議会会長
	41	大下 勝巳	社会教育委員会議議長、日本広報協会理事
	42	福島 一男	総合教育センター教育相談員

市民代表	14	左澤 充克	公募市民
	43	豊島 このみ ( ~ H15.7.2 )	PTA 推薦
		金子 文雄 ( H15.7.3 ~ H16.7.11 )	
		松波 昭光 ( H16.7.12 ~ )	
	44	川西 和子	社会教育委員、宮前区地域教育会議議長
45	斉藤 正彦	社会教育委員会議副議長、主任児童委員	
教員	46	白井 達夫 ( ~ H16.7.11 )	宮崎小学校長
		沢木 光雄 ( H16.7.12 ~ )	平間中学校長
行政	47	寺内 藤雄 ( ~ H16.7.11 )	教育委員会生涯学習推進課長
		浜田 哲郎 ( H16.7.12 ~ )	
	48	伊藤 弘 ( H16.7.12 ~ )	総合企画局企画調整課主幹

顧問

氏 名	現 職 等
大熊 辰熊	元教育長 (平成 3 年 4 月 ~ 平成 7 年 3 月)
小机 實	元教育長 (平成 7 年 4 月 ~ 平成 11 年 3 月)
松下 充孝	前教育長 (平成 11 年 4 月 ~ 平成 14 年 3 月)

## 4 諮問文

平成15年 5月21日

かわさき教育プラン策定委員会  
委員長 新井 郁男 様

川崎市教育委員会  
委員長 黒田 俊夫

### かわさき教育プランの策定について（諮問）

本市におけるかわさき教育プラン策定にかかる次のことについて貴委員会の意見を求めます。

- 1 教育行政に関する事
- 2 学校教育に関する事
- 3 社会教育に関する事

(理 由)

#### 1 川崎市の教育目標

川崎市の教育目標は、川崎市教育委員会の発足とともに、次のように設定され、教育活動の指針とされてきたとともに、またその帰着点とされてきました。

- (1) 科学的で実行力のある市民
- (2) 民主的で明るい市民
- (3) 文化的で心身ともに豊かな市民
- (4) 生産的でたくましい市民
- (5) 国際的ではばのある市民

#### 2 川崎市の総合プランと中期計画

昭和58年(1983年)3月、高度経済成長時代の終焉と新しい時代の招来の中で、来るべき21世紀に向かって本市がどのようにあるべきかという視点で、全庁的な施策の総合的プランとして、「2001かわさきプラン」が策定されました。

以来、高齢化、グローバル化、高度情報化、景気の長期低迷化等激しい時代の流れの中で、教育委員会の施策も様々な見直しが行われ、次の各中期計画の中に、その施策も位置付けられてきました。

- (1) 「川崎市中期計画1989-1993」(平成2年3月)
- (2) 「川崎新時代2010プラン」(平成5年3月)
- (3) 「同第1次中期計画1993-1997」(平成5年8月)
- (4) 「同第2次中期計画1996-2000」(平成8年4月)
- (5) 「同第3次中期計画1999-2003」(平成11年4月)

#### 3 教育委員会の施策の策定

昭和59年(1984年)6月に市長から「川崎の教育のあり方」についての諮問を受けた川崎市教育懇談会は、昭和61年(1986年)11月・本市の21世紀に向けた教育の全般について、長期的展望と予測のもとにそのあり方を「いきいきとした川崎の教育をめざして」として答申しました。

本答申は、現在まで本市教育のあらゆる分野の基本的指針として、その役割を果たしてきたが、同時に関分野での施策としては様々な計画や報告がなされており、最近の主な計画は次のようになっています。

- (1) 「川崎市生涯学習推進基本計画」(平成5年3月)
- (2) 「Catch Smile Plan 川崎市生涯スポーツ振興基本計画」(平成6年3月)
- (3) 「川崎市幼稚園教育振興計画」(平成10年3月)
- (4) 「川崎市立高等学校教育振興計画」(平成14年3月)

#### 4 教育プラン策定の具体的理由

はじめに、本市の教育に係る施策の総合的な計画は、昭和59年(1984年)の市長の諮問に対して答申があった「いきいきとした川崎の教育をめざして」であるが、策定されて既に18年が経過しようとしており、現在の全国的及び本市の教育界の状況と必ずしも適合していないことや、既に一定の成果が見られる内容もあり、本市の教育のあり方について再構築が必要と考えられること。

2つには、既に策定されている各計画等については、各分野の個別の計画であり、総合的に一体化された計画とはなっていないこと。

3つには、教育委員会が所管する全ての分野での施策の計画が策定されていないという現況に鑑みて、本市全体の教育理念や目標のもとに、各分野の一定期間の相互に調整された総合教育プランが必要と考えられること。